

第155回

熊本県都市計画審議会議事録

令和元年（2019年）12月18日

第155回 熊本県都市計画審議会議事録

1 案件 [公開・非公開]

審議

議第1326号 《公開》

大津都市計画道路の変更の件（中九州横断道路大津熊本線）

議第1327号 《公開》

熊本都市計画道路の変更の件（中九州横断道路大津熊本線）

議第1328号 《公開》

国道57号中九州横断道路（大津町～熊本市）の環境影響評価書の件
報告 《公開》

都市計画区域マスタープランの見直しについて

2 審議会の日時及び場所

日時 令和元年（2019年）12月18日（水曜日） 午前10時開会

場所 熊本県庁 5階審議会室

3 出席した委員及び幹事の氏名

（出席委員）

熊本大学教授	柿本 竜治
くまもと農業女性ネットワーク	大木 恵美子
熊本商工会議所女性会会長	安樂 美代子
熊本経済同友会	野々口 弘基
熊本大学教授	副島 顕子
熊本県議会議員	岩下 栄一
熊本県議会議員	橋口 海平
熊本県議会議員	城下 広作
熊本県議会議員	岩田 智子
九州地方整備局長	（代理 熊本河川国道事務所長 鈴木 学）
九州農政局長	（代理 農村振興部農村計画課課長補佐 内田 耕吉）
熊本県警察本部長	（代理 交通規制課長 原田 聖哉）

（出席幹事）

道路都市局長 村上 義幸

土木部道路都市局都市計画課首席審議員兼都市計画課長	坂井 秀一
土木部道路都市局都市計画課審議員	松田 龍朋
土木部道路都市局都市計画課課長補佐	平山 幸司
土木部道路都市局都市計画課課長補佐	植田 光和

4 一般の傍聴者 0名

5 議事次第

- (1) 開会
- (2) 主催者あいさつ
- (3) 委員紹介
- (4) 議事録署名者の指名
- (5) 審議会の公開・非公開について
- (6) 議案
- (7) 閉会

6 議事の経過

(1) 開会

平山課長補佐

それではただいまより第155回熊本県都市計画審議会を開会いたします。
開会にあたりまして、県土木部道路都市局長の村上からご挨拶申し上げます。

(2) 主催者あいさつ

村上道路都市局長

皆様おはようございます。

道路都市局道路都市局長の村上と申します。事務局を代表しまして一言挨拶を申し上げます。

本日は、年末の大変お忙しい中にも関わらず、熊本県都市計画審議会へご出席いただき、誠にありがとうございます。

本年度2回目の都市計画審議会の開催でございます。前回は、4月25日に開催し、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の計画に関する意見書についてご審議いただいたところです。

今回は、元号が改まり、令和となって初めての開催となりますが、議案3件と報告1件を予定しております。

議案3件はいずれも関連しており、中九州横断道路の計画及び環境影響評価に関するご審議をお願いするものです。

中九州横断道路は、大分市から熊本市に至る延長約 120km の地域高規格道路です。この路線に関しましては、県内では平成 25 年に滝室坂道路が事業化され、現在、国施工により、トンネル工事が実施されています。また、今年度は竹田阿蘇道路が事業化され、先日、測量調査への取り掛かりとして中心杭打ち式が開催されたところです。

本日の審議会は、大津熊本間 14km についてのご審議となりますが、委員の皆様には、忌憚のないご意見、ご指導いただきますよう、よろしくお願いいたします。

平山課長補佐

定数の確認をいたします。本日は、委員 18 名のうち 12 名のご出席ですので、「熊本県都市計画審議会条例」の規定により、審議会を開催できる定員数に達しておりますことをご報告いたします。

(3) 委員紹介

平山課長補佐

審議に入ります前に、県議会の議員の委員についてですが、議員選挙に伴い新たに御就任、また再任いただいておりますので、ご紹介をさせていただきます。着座のままお願いします。

岩下委員でございます。

橋口委員でございます。

城下委員でございます。

岩田委員でございます。

また、本日代理で出席いただいている委員を御紹介させていただきます。

国土交通省九州地方整備局長の代理といたしまして、九州地方整備局熊本河川国道事務所長鈴木様でございます。

農林水産省九州農政局長の代理といたしまして、九州農政局農村振興部農村計画課課長補佐内田様でございます。

熊本県警察本部長の代理といたしまして、熊本県警察本部交通規制課長の原田様でございます。

その他の委員の皆様のご紹介につきましては、お手元の出席者名簿と席次表により代えさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、熊本県都市計画審議会運営規則の規定によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますが、本日会長が体調を崩され欠席のためあらかじめ指名された副会長の柿本委員に議長をお願いいたします。

(4) 議事録署名者の指名

柿本副会長

それでは、しばらくの間私のほうで議事を務めさせていただきます。

議案の審議に入ります前に、熊本県都市計画審議会運営規則に基づき、議事録署名者の指名をさせていただきたいと思えます。

規定により、会長が指名することになっておりますので、本日は、野々口委員、橋口委員をお願いしたいと思えます。

野々口委員、橋口委員よろしいでしょうか。

(了承の声)

では、よろしくお願ひします。

(5) 審議会の公開・非公開について

柿本副会長

続きまして、審議会の公開に関してですが

本日の議案はすべて公開といたします。

本日傍聴及び報道機関の方はいらっしゃいますか。

松田審議員

傍聴の方はいらっしゃいません。報道機関の方が3社いらっしゃいます。

(6) 議案

審議：議第1326号

大津都市計画道路の変更の件(中九州横断道路大津熊本線)

議題1327号

熊本都市計画道路の変更の件(中九州横断道路大津熊本線)

議第1328号

国道57号中九州横断道路(大津町～熊本市)の環境影響評価書の件

柿本副会長

それでは審議に入ります。

今回の議第1326号、議第1327号及び議第1328号は中九州横断道路に関する議案になりますので、一括して審議を行うこととします。

事務局から議案の説明をお願いします。

松田審議員

説明は前方のスクリーンにて行います。なお、見づらい場合もございますので、皆様のお手元には同じものを印刷して配布しております。それから、配布させていただいている中に、参考として、意見書と、現地の地図の拡大版をまとめておりますので、そちらも参考としてください。

議第1326号大津都市計画道路の変更、議第1327号熊本都市計画道路の変更、議第1328号国道57号中九州横断道路(大津町～熊本市)の環境影響評価書に

ついて、ご説明いたします。

3つの議案は関連しますので、一括してご説明いたします。

説明は、画面のとおり、まず、全体概要について説明し、次に、都市計画案、続いて、環境影響評価書について説明します。

それでは全体概要についてご説明します。

中九州横断道路は、大分市から熊本市に至る延長約 120km の地域高規格道路です。この、地域高規格道路とは、九州縦貫自動車道など規格の高い道路と一体となって、交通ネットワークを形成する道路で、地域間の交流や連携を促進するための道路です。

また、南海トラフ地震など、将来において大規模な災害が発生した際に、緊急物資輸送などを担う重要な道路のひとつとなります。

こちらは、中九州横断道路を拡大した位置図です。大分県側の約 25km、全体の約 2 割の区間が、現在までに開通しております。熊本県側では、滝室坂道路のトンネルが昨年 6 月に着工するなど、大分県に近い区間において事業が進められております。

今回の都市計画決定する区間は、熊本市側の、九州縦貫自動車道から東に約 14km の区間となります。

こちらは、今回、都市計画決定する区間の全体図です。大津町の国道 3 2 5 号から、熊本市の九州縦貫自動車道までの区間となり、大津都市計画区域及び熊本都市計画区域にわたる区間となっています。全体区間のうち、熊本市の区域にかかる区域は、政令市である熊本市が、それ以外については県が都市計画決定します。

道路位置としては、大津都市計画区域では用途白地区域を、熊本都市計画区域では市街化調整区域を通る計画となっています。

こちらは上位計画となる都市計画区域マスタープランに記載されている内容です。左側が熊本都市計画区域、右が大津都市計画区域となります。いずれにおいても、中九州横断道路は「広域的な幹線道路」のひとつとして位置付けられています。

こちらは、熊本都市計画区域マスタープランにおける道路の配置構成を示した図です。2つの環状、11の放射方向の骨格幹線道路網となっています。

中九州横断道路は、放射道路のひとつとして位置付けられています。また、熊本環状連絡道路を経由して、熊本西環状道路とつながる計画となっており、これらがつながると、産業が集積している熊本都市圏の東部方面から物流拠点である熊本港へのアクセスが向上することが期待されております。

次に、都市計画に定める理由について説明します。

中九州横断道路（大津町～熊本市）を整備する目的は、最初に、広域交流の促

進及び連携強化による拠点性の向上、次に、地域拠点へのアクセス性向上による産業の活性化、次に、大規模自然災害時の救援・救護等、都市間連携の強化、次に、観光振興の促進、最後に、渋滞緩和による生活環境の改善など、5つの目的で行います。

このように、本道路は、重要な役割を担う道路であり、上位計画である都市計画区域マスタープランにも位置付けられた道路であることから、今回、都市計画に定めるものです。

次に、これまでの手続きの経緯について説明します。

まず、本事業は、道路計画の構想段階から、地域の方々の意見を取り入れながら検討を進めております。

画面のフロー図で、一番上の「計画段階評価」という手続きになりますが、ここでは、平成25年度から、地域住民へのアンケートやヒアリング、沿線自治体等への意見聴取などを実施し、それらの意見を踏まえて概ねのルート的位置を選定しています。

次に、画面左側の青色のフローが、都市計画決定の手続きとなります。

本日お諮りしている都市計画素案は、昨年11月に説明会、今年2月に公告縦覧を行っています。

次に、画面右側の緑色のフローが、環境影響評価法に基づく環境影響評価の手続きとなります。

配慮書や方法書といった、環境調査の項目や調査方法を検討する段階を経て、準備書として環境保全措置などの検討結果や考え方をまとめ、そして、各検討段階ごとに、住民、市町長、県知事、環境大臣等から広く意見を聞き、手続きを進めてきています。また、県知事の意見は、環境の各分野の専門家等で構成される「熊本県環境影響評価審査会」の意見を聞き、それを踏まえて述べられたものです。このようなプロセスを経て、現在は、事業に伴う環境影響の評価等のとりまとめを終え、「評価書」を作成したところです。環境影響評価の手続きは、都市計画の手続きと整合を取りながら行われており、例えば、都市計画案は環境影響評価の「準備書」と併せて縦覧しなければなりません。今回の都市計画審議会は、都市計画案と併せて、環境影響評価書も付議しておりますが、これは、中九州横断道路の都市計画の案が、環境面から合理的で妥当な内容になっているのかを判断いただくため、都市計画案と環境影響評価書を一体的に審議いただくものです。

ここから、都市計画案について説明します。まず、都市計画道路の概要の主なものについて説明します。画面左下の表をご覧ください。名称は、中九州横断道路大津熊本線です。道路延長は、大津都市計画区域は約1.85km、熊本都市計画区域は約12.27kmです。そのうち、熊本市内を通る約1kmの区間は、政令

市である熊本市が都市計画決定します。車線数は4車線、幅員は20.5mとなります。

こちらは道路の断面図です。上段の図は、土を盛った構造となりますが、今回の道路延長約14kmのうち、約8割はこちらの構造となります。

一方、下段の図は、橋梁の構造となりますが、こちらは河川などを横断する場合の構造となります。

今回の都市計画決定の範囲としては、この路面幅20.5mの幅となります。その内訳は、車道幅員3.5mの4車線分と、中央帯3.0m、道路両側の路肩1.75mとなります。なお、都市計画決定後に、現地測量や詳細の構造を設計することとなりますので、今回都市計画決定していない盛土構造の法面部などは、構造が確定した段階で、都市計画を変更することを検討します。

次に都市計画案のルートについて説明します。

こちらが全体像となります。こちらの図は皆様のお手元にも参考書の一番最後に添付しておりますので見づらい場合はそちらも参考としてください。

九州縦貫自動車道には分岐箇所となるジャンクションの設置を予定しています。また、国道387号と、県道住吉熊本線、国道325号にはインターチェンジを設置します。

これから、起点となります大津町の方から、道路計画を拡大した図面で、詳細ルートをご説明いたします。

まず起点となります、大津町杉水から合志市竹迫付近です。こちらがインターチェンジの設置が予定されている国道325号、こちらが杉水公園、そして本田技研の熊本工場がある北部工業団地となります。こちらが合志市と大津町の市町境、セミコンテクノパークがございます。このように、起点付近は産業の拠点となる多くの企業が立地しており、道路整備によってアクセス性が向上し、地域の産業が活性化することが見込まれます。また、道路は、住宅地を分断しないよう計画しています。

なお、大津西ICから合志ICまでの区間の将来交通量は、日あたり19,700台を見込んでいます。

次に、合志市竹迫から上庄付近です。全体計画でいいますと、合志市の東部地域となります。ここが大津町と合志市の境で、こちらがインターチェンジの設置が予定されている県道住吉熊本線、そしてこちらが県道熊本大津線です。一帯は農地となっております、主に盛土構造で道路を計画します。

次に、合志市上庄から栄付近です。全体計画でいいますと、ちょうど中ほどの部分となります。こちらが竹迫城跡公園、こちらが県道辛川鹿本線となります。重要な史跡や公園、住宅地を避けて道路を計画しています。なお、合志ICから西合志ICまでの区間の将来交通量は、日あたり26,000台と見込んでいます。

次に、こちらが合志市合生から野々島付近となります。全体計画のこのあたりとなります。こちらが、インターチェンジの設置を予定している国道387号、こちらが菊池広域連合西消防署、こちらが県道大津植木線、こちらが二子山石器製作遺跡となります。

道路は、重要な史跡を避けて計画しています。なお、西合志 IC から熊本北 JCT までの間の将来交通量は、日あたり 25,700 台を見込んでいます。

そしてこちらが、終点となる熊本市側の区間となります。こちらが合志市と熊本市との境界です。こちらが県道熊本菊鹿線、こちらがユーパレス弁天、そして、弁天山がこちらとなります。九州縦貫自動車道とのジャンクションとなります。ジャンクションは、北熊本スマートインターチェンジから南へ約 1km の位置となります。

以上がルート案となります。

ここで、中九州横断道路の整備後に、周辺道路の交通量がどのように変化するか、ご説明します。現在よりも交通量が減少する道路は、中九州道路と並行する「国道57号」、「県道大津植木線」、「県道大津西合志線」などで、中九州横断道路に交通が転換することで交通混雑の緩和が図られます。また、国道387号御代志付近も大幅に交通量が減少します。

その他、インターチェンジが接続する国道325号、県道住吉熊本線、国道387号の、インターチェンジ付近の交通量は、概ね現況と同程度になると見込んでいます。

以上で、道路計画の概要の説明を終わります。

次に、説明会及び意見書について説明します。都市計画の素案について、平成30年11月7日から14日にかけて、熊本市で開催された説明会を含めて計5回の説明会を開催し、321人の参加がありました。ここでは主な質問をご紹介します。

一点目、都市計画決定の時期や、用地買収の時期、事業完了の時期がいつになるのか。といった質問がありました。それぞれの時期については未定であるとお答えしております。二点目、交差点の形状について、平面なのか立体なのか。といった質問がありました。こちらは、インターチェンジは平面交差で一般道と出入りします。それ以外は立体交差となるとお答えしております。三点目、側道設置計画の有無については、事業実施段階で関係者の方々の意見を伺いながら具体的に検討するとお答えしております。なお、説明会全体を通し、都市計画素案そのものに対する反対意見はなく、説明内容についてもご理解をいただいたと認識しております。その後、平成31年2月22日から3月22日までの間で、都市計画の案について公告・縦覧を行いました。これに対して、合志市域に関し、地元2つの土地改良区から意見書の提出がありました。意見の要旨は5件あり

ます。内容毎に説明します。最初の意見は、道路計画に関する意見として、「農地の形状に対し斜め方向に道路が横断することで、不整形な残地ができないよう配慮すること。」というものです。このご意見に対する考えとしては、「農地を道路が斜めに通る箇所については、事業実施段階において、土地所有者等と個別に協議されるよう、事業予定者へ申し伝えます。」としています。

次の意見は、道路計画に関する意見として、「農耕車両の通行や農作業に支障がないよう対策を講じること。」というものです。このご意見に対する考えとしては、「道路盛土によって道路が遮断される箇所については、必要に応じて、横断ボックスや側道などを設置して機能の回復を図ることとし、その詳細は、事業実施段階において農家等と協議されるよう、事業予定者へ申し伝えます。」としています。

次の意見は、事業実施時の配慮事項に関する意見として、「道路整備により農業用水施設の機能が低下しないよう対策を講じること。」というものです。このご意見に対する考えとしては、「用水路等の土地改良施設が道路計画にかかる場合は、施設の機能が低下しないための対策について、事業実施段階において施設管理者等と協議されるよう、事業予定者へ申し伝えます。」としています。

次の意見は、事業実施時の配慮事項に関する意見として、「農地等の用地買収には土地改良法等に基づく手続きを要するため、用地交渉前に土地改良区との事前協議を行うこと。」というものです。このご意見に対する考えとしては、「農地等の用地買収の際には、事業実施段階において、土地改良区と事前に協議されるよう、事業予定者へ申し伝えます。」としています。

最後の意見は、事業実施時の配慮事項に関する意見として、「土地改良施設の長寿命化計画との調整を行うこと。」というものです。これは、排水施設など老朽化していく施設は、計画的に施設更新がなされていることから、整備スケジュールなどの調整を行って欲しいとの趣旨です。このご意見に対する考えとしては、「土地改良施設が道路計画にかかる場合は、事業実施段階において、施設の長寿命化計画にかかる調整を行うよう事業予定者へ申し伝えます。」としています。

意見の要旨は以上になります。

事業実施段階での対応や配慮を求める内容について、事業予定者である国のほうへ、意見の内容を申し伝えます。

続きまして、環境影響評価書について説明します。

はじめに、環境影響評価を行った調査項目ですが、事業や地域の特性から、環境に影響を及ぼすおそれのある要素を抽出して選定しました。その結果、本事業

では、上の欄になりますが、大気質、騒音、振動、低周波音など14項目を選定し、左の欄になりますが、「存在・供用」と、「工事の実施」に関するそれぞれの影響要因について、予測評価しております。ここで、「存在・供用」の影響とは、道路を整備して供用し、車が通行している状態のことを指し、「工事の実施」とは、道路の工事を行っている状態のことを意味します。

こちらは、環境影響の予測地点を示したものです。黒い枠で囲われた範囲が、事業実施の予定区域としており、今回の都市計画道路案の中心から両側へ150m幅の範囲を設定しております。こちらの図では、先に説明した14項目について、予測評価の項目ごとの予測地点や、評価の対象とする施設等を示しております。例えば、図上でオレンジ色で着色された範囲は、史跡などの文化財が存在することを表しており、これらに対する影響について予測評価しています。

次に、評価結果の概要をご説明します。

表の中で、赤い丸で示している項目は、予測結果が基準値を超過したため、対策措置などを講じて基準を達成した項目となります。その項目は大きく3点ありまして、建設機械の稼働、工事用車両の運行に係る粉じん等、二点目が自動車の走行、建設機械の稼働に係る騒音、そして最後に道路の存在や工事の実施に係る動物、植物、生態系への影響になります。

具体的にどのような対策措置を講じたのかを、ご説明します。まず、工事用車両の運行に係る粉じん等について説明します。工事中、土砂等を運搬する車両が走行する際に、粉じん等が発生しますが、予測の結果、工事用車両の運行ピーク時において、上の図の黄色で着色した4地点で、基準値を上回ると予測されました。この結果を踏まえて、環境保全措置を検討し、「工事用車両の洗車」を行うこととしました。その結果、全ての予測地点で基準値以下になると予測しています。

次に、自動車の走行に係る騒音について説明します。道路が完成し、供用した際に、車両の走行による騒音が発生しますが、予測の結果、道路と隣接地との高低差が小さく、隣接地までの距離が近い箇所を中心に、上の図の黄色で着色した6地点で、環境基準を上回ると予測されました。この結果を踏まえて、環境保全措置を検討し、本線には「遮音壁」を設置し、接続する道路には、その道路の舗装を「排水性舗装」にすることとしました。排水性舗装とは、舗装の隙間が通常の舗装よりも多く、騒音軽減の効果が見込まれる舗装です。措置の結果、全ての予測地点で環境基準以下になると予測しています。

次に、道路の存在及び工事の実施に係る動物への影響について説明します。現地調査で確認された60種の重要な動物種を対象に検討しております。予測の結果、「オオタカ」については、建設機械の稼働による騒音等によって、営巣環境の質的变化が生じ、生息環境が保全されない可能性があるとの予測になってお

ります。この結果を踏まえ、環境保全措置として、「施工時期の検討」、「コンディショニング」を行います。「施工時期の検討」とは、例えば、建設機械の稼働ピーク時期を調整して繁殖期間に配慮するなどのことです。「コンディショニング」とは、例えば、段階的な施工を行い、建設機械の稼働による騒音に慣れさせるなどのことです。これらの対策により、繁殖活動への影響の回避又は低減が見込まれると考えています。また、以上の対策に加えまして、事業実施段階で、繁殖状況について事後調査も実施します。

次に、植物への影響について説明します。現地調査で確認された11種の重要な植物種を対象に検討しております。予測の結果、「ミゾコウジュ、カワヂシャ」については、生育環境の大部分が消失すると予測されました。この結果を踏まえ、環境保全措置として、「移植又は播種」を行います。「移植又は播種」とは、対象植物を周辺の類似生育環境へ移したり、種をまいたりすることです。これにより、消失による代償が見込まれると考えています。また、以上の対策に加えまして、事業実施段階で、活着状況について事後調査を実施します。

環境影響の総合的な評価でございます。

本事業は、道路の位置等の検討段階から環境保全に配慮しています。また、事業者が実行可能な範囲内で環境保全措置を講じることにより、道路が周辺の環境に及ぼす影響についてできる限り回避又は低減が図られています。さらに、事後調査が必要であると認められる場合等において、適切に事後調査を実施することとしています。このことから、道路に係る環境の保全について適正な配慮がなされていると評価します。

最後に、まとめますと、本事業の環境影響評価の内容は、各検討段階において、都市計画の手続きと整合を取りながら、関係者から広く意見を聞いてとりまとめており、対象道路に係る環境の保全について適正な配慮がなされた内容になっていることから、中九州横断道路が周辺環境に与える影響については、都市計画を定めるうえで支障がないものと判断します。

以上が説明になります。

今回の議案におきましては、中九州横断道路の都市計画の案が、環境面から合理的で妥当な内容になっているのかを判断いただくため、都市計画案と環境影響評価書を一体的に審議いただくものです。環境影響評価の結果も踏まえ、中九州横断道路を都市計画に定める妥当性について、ご審議いただきたいと考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

柿本副会長

それでは委員の方々からご質問及びご意見をいただきたいと思っております。ただ

いま事務局よりご説明いただきました3議案についてご質問ご意見をお願いいたします。

城下委員

確認をさせていただきたいことがあります。住民説明会を行ったとことで、すけど大津で1回、合志で2回、熊本市は2回ということなんですけど、住民の方に理解をしていただき、事業を最終的には終わるまで協力してもらおうというのは大変大事なことだと思います。その時に、一番最初に説明してより多くの方が、住民の方がきてこの事業がどうゆうプロセスで、どのくらいの時間で、どういうところを通して、結果的には、地元住民に対してはそんなに問題がないという形の理解を得ることが一番だという風に思います。そこで、参加者が321名ということなんですけど、全体の対象者、どういう形でどう呼び掛けて、この数が果たして多かったか少なかったか、意外と多かったと思うのか、住民の関心は今の段階ではなかなか厳しいと、結果的にもものが決まって、その後いろいろな意見を言うケースがおおいもんだから、最初の説明というのは非常に、こういうことでこういうことを決めますよというPRから入っていかないとなかなか難しいと。特に環境評価とか色々ありますけども、後になって騒音がどうだこうだ、自然がどうだこうだとか言われるとですね。この評価を見ますと、そんなに多く問題はないと、特に意見が出ている部分だって、これはほとんど農業者関係ばかりの意見があって、一般住民とか普通生活をされる方とか、高速を利用される方の意見は全然なかったのかなと、その辺がないとは考えられないと。普通あるんだけどこういうところではなかなか言いにくかったから言わないと。そういうのも含めて、全体的な雰囲気とか、みなさんがやった側の感想として、どういう状態だったかということをお教えいただければと思います。

松田審議員

まず、都市計画案の説明会におきましては、ご説明させていただいた通り、合計5か所、321名の参加でございましたが、この計画は、構想段階から住民のアンケートを取ったり、オープンハウスという形で、自由にご意見を賜る機会を設けておりました。例えば平成26年8月には、合志市、熊本市、大津町で無作為に抽出した1万8千世帯の方や企業の方にアンケート調査を行っております。構想段階から広く意見を賜る機会を設けてきております。それから具体的になりました都市計画素案をご説明したのはこの5回の説明会の他に、環境影響評価の準備書の説明会等もやっております。その際には特に環境に対するご意見として、大津町の終点側のつつじ台の団地の方々から、振動騒音のご心配の声や、例えば道路完成後に被害があった場合などはしっかり再調査をしてほしいと、

そういったご意見をいただいております。一般的に道路工事におきましては、事業着手時に工事の工程や作業用道路がどこから入るのか、運搬車両がどのくらいになるのか、より具体的な工事の説明を行うのが、原則でございます。事業実施時により丁寧な説明、あるいは工事中の観測調査、そして、工事実施後の対応をしっかりとやることでご理解をいただいているところです。繰り返しになりますが、構想段階からかなり多くの県民市民の方に意見を募り、そして具体の、計画の段階では、都市計画の説明会、環境影響評価の準備書、そして図書の縦覧を行うことで多くの方にご覧いただき意見をいただいていると考えております。

城下委員

いずれにしても、利害関係者とか住民とか全ての方に協力していただいて、スムーズにやるのが一番だと思いますので、今後とも丁寧な形の区分で協力の体制をですね、しっかり行っていただきたいと思います。

柿本副会長

私のほうから一個だけ確認させてください。環境影響評価と都市計画、整合性を取りながらという話だったんですけども、環境影響評価のなかで騒音が結構厳しいところがありました。それで、対策をした時にも 70db が基準値で 69 とか 68db ですよ。そうなってくると、途中の計画のところでご説明された交通量の推計ですね、その辺が影響してくると思うんですけども、交通量の推計の時に、今推計されているのが需要が固定されたままなのか、誘発も考えられててちょっと大きめになったところで見られているのか。道路通ってしまうと土地利用変わってしまうので、交通量変わりますよね。そうすると今評価されている値も変わってくると思うですよ。安全側で評価されているのか、需要を固定したまままだとちょっと低めでされているのか、その辺はどうですかね。

松田審議員

例えば人口の増減とか、自然的な減少、そちらは反映しております。その他、既に都市計画決定している区画整理事業とか、そういった社会環境は反映させております。ただ一方で民間の活動による、例えばこのあたり一帯は企業が集積する地帯でございますが、今後どれほどの企業が集積していくかによっても交通量が変わると思いますがそのあたりの予測は組み入れておりません。最大限見込まれるところを交通量に反映させています。

柿本副会長

現在で最大限見込まれているところをやられているということで、69 だけ

たぶん達成できるかなという感じですかね。70 以下にはなりそうだという見込み。

松田審議員

はい。

柿本副会長

他ございませんか。

それでは、ご意見がございませんようですので、この議第 1326 号、議第 1327 号、議第 1328 号につきまして異議なしとすることよろしいでしょうか。

(異議なし)

柿本副会長

それでは異議がないようですのでこの 3 つの議案につきましては、異議なしとさせていただきます。

先ほど城下委員からありましたように、事業を進めていくうえで住民の方のご理解というのが、非常に重要になってくるかと思いますので、今後も住民の方に、ご説明をされていくことをお願いいたします。

それでは、続きまして報告事項になります。都市計画区域マスタープランの見直しについて、事務局から説明をお願いします。

松田審議員

都市計画区域マスタープランの改定について、御報告します。

現在、当課、広域本部及び地域振興局において改定作業を行っておりますが、本日はその現状の報告となります。今後、検討委員会、住民説明会、関係機関協議等を経て、素案のとりまとめが完了次第、来年度末頃に本審議会へ付議する予定としております。

それでは、お手元の資料（A 3 横片面）に沿って御説明します。まず、「1 見直しの趣旨」について説明します。平成 12 年の都市計画法改正に伴い、全ての都市計画区域において「都市計画区域マスタープラン」の策定が義務付けられました。本県においては、都市計画区域マスタープランの策定に先立ち、その基本的な考え方を示した「熊本県都市計画区域マスタープラン基本方針」を、平成 15 年に策定し、この基本方針を基に、全ての都市計画区域において「都市計画区域マスタープラン」を、平成 16 年 5 月に策定しております。

現在 17 の都市計画区域のうち、8 つの都市計画区域マスタープランは、策定

後約15年が経過するなど、本格的な人口減少、超高齢社会の到来に加え、政令市移行、東日本大震災、熊本広域大水害、熊本地震等を踏まえた改定が必要になってきたため、この度、都市計画区域マスタープランの見直しを行うものです。なお、都市計画区域マスタープランでは、赤色で示しております、「都市計画の目標」、「区域区分の決定方針」、「主要な都市計画の決定の方針」を示すこととなっております。

次に、「2 都市計画区域マスタープラン基本方針」について説明します。先に説明しましたとおり、都市計画区域マスタープランの策定にあたっては、県内各都市計画区域に共通する都市づくりの方針を内外に示すため、「熊本県都市計画区域マスタープラン基本方針」を策定しております。基本理念は、資料に記載のとおり、『豊かな「もり」と共生する持続可能で活力あるエコ・コンパクトな都市づくり』としております。なお、現行の基本方針は、熊本地震を受け『都市防災』に関する、新たな視点を盛り込んでおります。これについては、平成31年2月に第152回 都市計画審議会にて審議いただきました。

次に、「3 都市計画区域マスタープランの改定予定区域」について説明します。左上の表に示すとおり、熊本県内には17の都市計画区域があります。この全ての区域で都市計画区域マスタープランを策定しております。このうち、位置図に青色の丸で示す『山鹿』、『大津』、『御船』、『人吉』の4か所の都市計画区域の区域マスタープランの改定作業に着手しております。これらの4か所のうち『御船』については、今年度の10月に1回目の検討委員会を開催しました。委員会では、最近の集中豪雨による浸水被害についての意見などがあり、活発な議論がなされました。残る3か所については、それぞれの都市計画区域における人口の増減など現状の分析並びに課題の整理を行っているところです。また、位置図に緑色の丸で示す10か所の都市計画区域については、次年度以降、区域マスタープランの改定作業に着手する予定としております。

最後に、「4 改定の流れ」について説明します。こちらには、区域マスタープラン改定までの手続きを示しております。それぞれの都市計画区域で、この手続きに沿って素案のとりまとめを進める予定としております。この中で、灰色で示しているのが各地域で開催する『検討委員会』です。3回の開催を予定しており、委員については、資料のコメ印で示すとおり、『都市計画』、『建築』、『商業』、『環境』、『農業』などのさまざまな分野から選定することとしており、多方面からの意見を伺うようにしております。

次に、水色で示しているのが、『住民説明会』と『公聴会』です。区域内の住民から、意見を伺うようにしております。

次に、白色で示しているのが、『関係機関協議』です。具体的には、国土交通省、市町村及び熊本県の関係各課と協議を実施するようにしております。

このように、地元や関係する行政機関の意見を十分反映しながら、素案のとりまとめを進めていきたいと考えております。

以上のような流れを経て、区域マスタープランの素案のとりまとめが完了した後、ピンク色で示しております『熊本県 都市計画審議会』に付議する予定としております。

今後の手続きにより、時期が前後することもあります。現在の予定では、来年度末頃に『御船』都市計画区域マスタープランについて、本審議会への付議を予定しております。

どうぞよろしく申し上げます。

柿本副会長

それではただいま事務局よりご説明がありました都市計画区域マスタープランの見直しについて、ご意見ご質問ありませんでしょうか。

では一点だけ。左側の図のほうに、都市計画区域マスタープランで即するで、法の18条の2で市町村マスタープランをその後作るような形になってますよね。この辺の時間的な整合性、これはうまく図られているんですかね。区域マスタープランを即するになってますので、区域マスタープランができて、基本的には市町村マスタープランがそれに即した形になっているんですけど、なかなか設定時期が違ったりしているんで、齟齬が時間的に出てくるようなところが存在しないかどうかとか。

松田審議員

実態としましては、今現在市町村マスタープランに取り掛かっている自治体もございますし、あるいは、策定後長年経過して、その改定にも取り掛かっていない自治体もございまして、そういう意味で、現状ではばらつきがございます。ただし、今回区域マスタープランにつきましては、策定の段階におきましても、各市町のご意見はしっかりと伺い組み入れたところで作ることとなっており、現在進行形の自治体、あるいは、今後策定される自治体においても、齟齬が無いように我々としても努力していくところでございます。

柿本副会長

マスタープランと市町村の総合計画とかありまして、その辺の時間のずれがいつも気になって、どっちを先に作っていくのかという。

松田審議員

総合計画につきましては、各自治体さんそれぞれの思いが込められた計画ではございます。一方この区域マスタープランあるいは市町村マスタープランは

法定計画でございまして、この計画に即していないと、本日のような都市計画決定はなされないという考えのもとで成り立っておりますので、そのあたりはしっかりと、計画段階で将来の構想あたりを載せるのか載せないのかは議論していくこととなります。

柿本副会長

それではご意見他にありませんようですのでご報告のほうは以上とさせていただきます。

本日予定されておりました議案につきましてはすべて終了いたしました。委員の皆様には審議会の円滑な運営にご協力いただきましてありがとうございます。それではこれ以降の進行につきましては事務局のほうにお返しいたします。

(7) 閉会

坂井課長

委員の皆様、ご審議ありがとうございました。

審議会の県知事への答申を受けまして、都市計画決定の手続きを進めて行きたいと思っております。

本日は長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。

それでは、これもちまして、第155回熊本県都市計画審議会を閉会します。

【午前11時00分閉会】

本書のとおり相違ありませんので、熊本県都市計画審議会運営規則第12条第3項の規定によりここに署名します。

2年 / 月 23日

議事録署名者

熊本県都市計画審議会委員

野々口 弘基



本書のとおり相違ありませんので、熊本県都市計画審議会運営規則第12条
第3項の規定によりここに署名します。

2020年 / 月 28日

議事録署名者

熊本県都市計画審議会委員

橋 口 海 平

